

2. 基本理念と目標

(1) 緑のまちづくりの基本理念

山地、水系に代表されるまちの骨格を形成する緑、都市内の多様で豊かな緑やオープンスペースで生まれ・保たれている様々な生物の営み、日常生活にうるおいと安らぎを与えるみどりのまちなみ、災害時の拠点となるオープンスペース、人々の活発な余暇活動の場など、緑が有する多様な機能は都市の環境と人々の生活に深い関わりを持っています。

また、豊かな自然観と歴史的遺産が融和した風土が形成された本市では、こうした風土を構成する緑は市民が誇れる宝でもあります。

松山市緑の基本計画では、誇れる“たから”である緑を育み、活用し、また、新たな緑を創造するなど、誰もが生活の中でうるおいと安らぎを実感できる緑のまちづくりを目指していくために、これからの緑のあり方を次のように定めます。

理念1 地域の“たから”を活かす

目指すべき方向性

松山市には、豊かな緑やそれらと一体となって地域の特色や魅力を高める歴史・文化的資源が数多く残っています。これらの、地域の“たから”を守り、みがき、活用することにより、住む人がゆとりやうるおい、安らぎを感じ、誇りを持てるまちづくりを進めます。

理念2 緑を育み、都市と自然が共生するまちをつくる

目指すべき方向性

まちを取り巻く自然環境は、都市と一体となってそのまちの都市環境を構成しています。また、自然環境は人だけのものではなく、そこで育まれる動物や植物など全ての生き物の共有財産です。このため、全ての生き物の営みが生まれ、紡がれる、共生のまちをめざします。

理念3 環境に配慮したまちをつくる

目指すべき方向性

地球温暖化など世界的に環境問題への取り組みが進められる中、松山市においてもヒートアイランド現象などの環境問題への取り組みが必要となっています。このため、緑を守るとともに、新たな緑を創出し、活用するなどにより、環境に配慮し、環境にやさしいまちをめざします。

理念4 ゆとりや安心感を感じられる生活空間をつくる

目指すべき 方向性

日常空間に広がる緑は、生活に安らぎやうるおいをもたらす役割を担っているとともに、災害時における防災拠点や、治水や保水など防災機能の役割も担っています。これらの機能を活用し、維持していくことにより、ゆとりや安らぎを感じながら、安心して暮らせる生活空間づくりをめざします。

理念5 緑の担い手をつくる

目指すべき 方向性

多様な機能を持つ緑を維持し、活用していくためには、行政だけでなく、市民や、事業者、NPOなど、様々な個人・団体が連携し、協働することが必要です。一人一人が自分の役割を考え、行動し、緑の担い手となって進めるみどりのまちづくりをめざします。

(2) 緑の将来像

豊かな緑に包まれ、うるおいと安らぎのある都市を創造し、持続していくためには、都市の発展と優れた歴史や文化などの特性、また山地や河川、海辺等の豊かな自然特性との調和を図るとともに、地域の“たから”として、十分に保全・活用していくことが重要です。

また、市街地部においては、人々が身近に緑を享受できるよう公園・緑地などオープンスペースの整備や創出を図るとともに、日常の暮らしの中の緑、まちかどの緑などを充実させていくことも必要です。

松山市という“みどりの舞台”の上で、市民・企業・行政などが連携・協働していきながら実現する“緑のまちの姿”として、緑の将来像を次のように定めます。

～緑の将来像～

『誇れるたから』をみがき、 こころが育む“みどりの舞台”

松山市には、住む人々や豊かな自然環境などの緑、歴史・文化資源など、地域の“誇れるたから”がたくさんあります。

これらの“たから”は、持っているだけでなく、磨くことによって、その価値がより高まります。

“たから”は1人ものではなく、松山市に住む人々の共有財産です。市民1人1人が“たから”を磨くために、意識的に行動（育む）し、また、お互いが助け合い、協力することによって、“たから”があふれる「みどりの舞台」の創造を目指していきます。

◇緑の誇れる“たから”

将来像で掲げた、誇れる“たから”として、次のような緑が位置づけられます。

○自然環境や生態系を守る“緑”

一部が瀬戸内海国立公園に指定されている経ヶ森や白石の鼻、興居島、中島（惣那諸島）、また、奥道後玉川県立自然公園に指定されている石鎚山系や高縄山系に連なる山地や森林は、植生や生物多様性に富んだ優れた自然環境を有すとともに、都市の骨格を形成する緑となっています。



～高縄山系～

これらの山地や森林は、自然環境を守るとともに、人々の生活や生物の営みに欠かすことのできない水源を涵養する機能や、土砂の流出を防ぐ防災機能など重要な役割も担っています。

○人々の暮らしを支え、暮らしにうるおいを与える“緑”

市街地を取り囲むように広がる田畑や果樹園等は、人々の生活を支える農作物を生産する緑地であるとともに、市街地にうるおいを与える重要な緑地です。



～市街地周辺の農地～

また、大雨などの災害時には、雨水を貯める保水機能や、河川が氾濫した際の遊水池としての機能を発揮するなど、防災上も重要な役割を担っています。

○松山らしい風景を育む“緑”

松山城の緑や市街地の背景を織りなす斜面の果樹畑は、来訪者の目に松山市の緑を印象づける緑地となっています。



～果樹園（みかん畑）～

また、風致地区に指定されている城北、石手寺、岩子山、梅津寺などの緑地では、これまで歩んできた歴史や文化と一緒に、松山らしい風景が育まれています。

○まちなかの拠点となる“緑”

城山公園や道後公園、県営総合運動公園、松山総合公園、松山中央公園などは、市民の多様なニーズに対応するとともに、まちなかの緑の拠点として、来街者に“緑豊かなまち松山”を印象づける重要な緑地となっています。



～城山公園～

○来訪者を迎える“緑”

松山空港や松山港などの空や海の玄関口、また、高速道路やJR松山駅、松山市駅などの陸の玄関口で、目にふれる緑は、緑豊かなまちとして、来訪者を迎える役割を担っています。



～空港フラワー公園～

○中世の歴史や文化を伝える“緑”

風早と呼ばれた北条地域には、歴史・文化資源、それらと一体となった樹林地により、中世を色濃く残す地域が形成されています。

これらは、城山周辺とともに、まちのシンボリックな緑の空間となっています。



～風早～

○まちのシンボルとなる“緑の空間”

城山周辺の地区は、県都として主要な都市機能が集積するとともに、城山の豊かな緑のほか、歴史・文化的資源が多く点在し、また、道後地区は、“湯のまち道後”として、多くの来訪者が訪れる全国的な観光地となっています。

これらの地区では、周辺の自然環境と歴史・文化的資源、また近代的な都市機能が調和する、まちのシンボリックな緑の空間が形成されています。



～道後公園～

○人々に憩いや安心感を与える“緑”

まちなかには、人々の憩いや日常的なレクリエーションの場となる身近な公園、また、道路の街路樹や花壇、住宅の生け垣など、日常的に目に映る緑があふれています。

これらの緑は、日常生活にうるおいと安らぎを与えるとともに、災害時には避難場所となるなど、防災的な役割も担っています。



～八坂公園～

○緩衝地として生活環境を守る“緑”

臨海部工業地帯周辺は、一部に住工混在地が形成されていますが、工場地内の緑地や外縁部の樹木、周辺の緑地などが緩衝的な役割を果たすことにより、災害防止や良好な生活環境が守られています。



～工場地外周の緑～

○山と海を結ぶ“水と緑の軸”


石手川や重信川など、まちなかを流れる河川は、豊かな生態系を育み、広々とした河川敷は市民の憩いの場となる水辺の空間となっています。

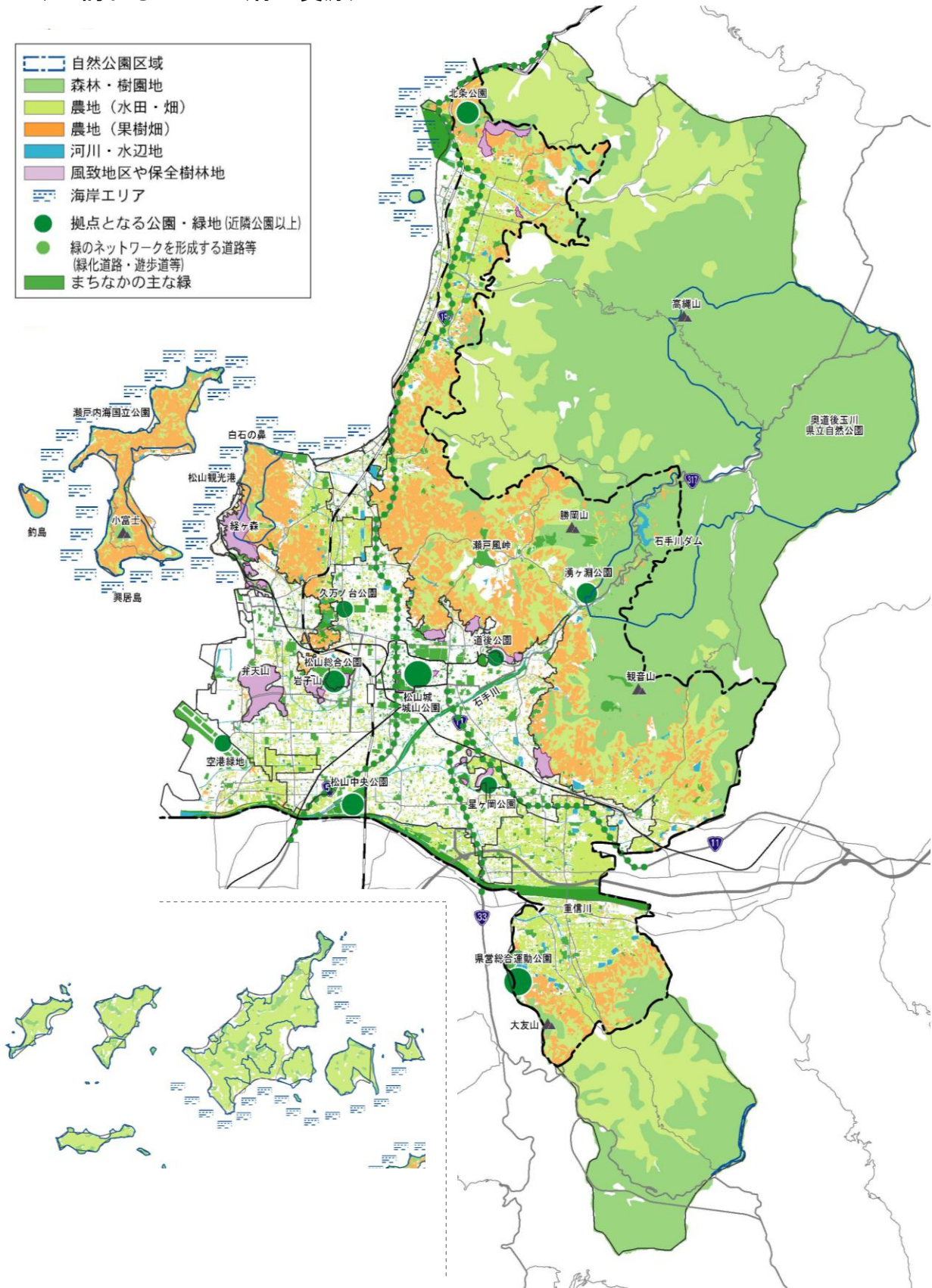
また、これらの河川は、山の緑とまちの緑、海の自然を結び、生物の営みを紡ぐ水と緑の軸としての役割も担っています。



～石手川～

◆ “誇れるたから（緑の資源）”

-  自然公園区域
-  森林・樹園地
-  農地（水田・畑）
-  農地（果樹畑）
-  河川・水辺地
-  風致地区や保全樹林地
-  海岸エリア
-  拠点となる公園・緑地（近隣公園以上）
-  緑のネットワークを形成する道路等（緑化道路・遊歩道等）
-  まちなかの主な緑



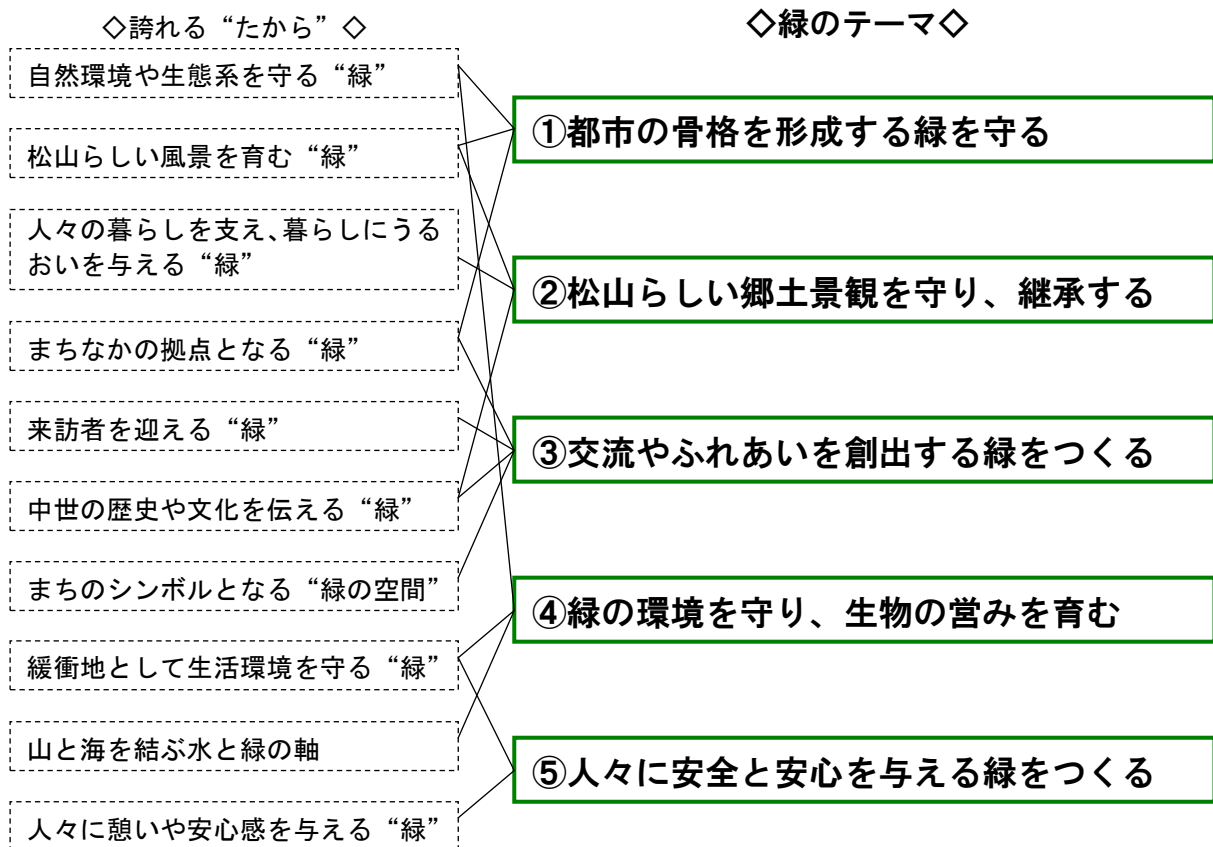
(3) 将来像実現に向けた緑のテーマ

将来像の実現に向けては、誇れる“たから”である緑を「磨く＝価値（質）を高める」ことが必要です。

個々の緑の価値を高めていくため、緑の存在効果や利用効果、特性などを踏まえ、5つのテーマに分類し、緑が持っている「人と自然が共生する環境を保全する機能」や「まちの安全性を守る防災機能」、「優れた景観を形成する機能」、「人々のニーズに応じた活動の場を提供するレクリエーション機能」の各機能を、十分に発揮することができるように配置していきます。

また、個々に配置される緑と、お互いを結ぶ河川、散策道やサイクリングロードなどの緑道、道路沿道の緑化などで構成される「緑のネットワーク」を形成することにより、その相乗効果を高めていくことも必要です。

このように、個々の緑の価値（＝質）を高めていくとともに、緑のネットワークを形成していきながら、みどりの舞台の創造をめざします。



個々をつなぐ、「緑のネットワーク」を形成し、みどりの舞台を創造

①都市の骨格を形成する緑を守る

市街地の中央に位置する城山をはじめ、岩子山、久万ノ台から経ヶ森、瀬戸内海国立公園地域にかけての市街地内丘陵地、市北東部から東部にかけての斜面緑地、興居島の山地・丘陵部、白石の鼻や梅津寺・堀江の砂浜・島の海岸線は、都市の骨格を形成する緑として位置づけられます。

これらの緑は、植物や生物多様性に富み、優れた自然環境を有していることから、欠かすことのできない緑ですが、近年、宅地開発などの都市化の進行に伴い、多くの緑が失われつつあります。

また、緑の喪失や減少は、良好な都市環境を悪化させるとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象などの要因ともなっています

このため、これらの都市の骨格を形成する緑について、保全に努めるものとします。



～松山駅より松山城を望む～

【都市の骨格となる緑地の保全】

◇豊かな自然生態系を有する瀬戸内海国立公園、奥道後玉川県立自然公園の区域、また、それらと一体となった周辺の山地・丘陵地などは、優れた自然環境を有する緑地として保全を図ります。



～瀬戸内国立公園～

◇市街地内や近郊の農地、山地、丘陵地や河川等の自然環境の保全を図ります。

小野・久谷地区に広がる農地をはじめとする郊外の水田・畑等の農地は、市街地にうるおいを与える緑地として、また、原風景的な自然景観を提供する緑地として保全を図ります。



～岩子山トンネル(西方向)～

【まちなかの緑の拠点の整備】

◇城山公園（堀之内地区）や、松山総合公園、松山中央公園、石手川・重信川緑地、久万ノ台緑地などの大規模な公園や緑地については、まちなかの緑の拠点として、積極的に整備や再整備を推進するとともに、適切な維持・管理を行います。



～松山総合公園～

②松山らしい風土景観を守り、継承する

本市の特徴として、ランドマークとなる城山一帯の緑を中心として、点在する社寺境内等の樹林地、市街地を取り囲む斜面地、その背後の山地・丘陵地の緑が重なるように存在していることがあげられます。

これらは、遠景としての石鎚山系や高縄山系に連なる山地、中景としての石手川や重信川、郊外に広がる農地、近景としての城山や大峰ヶ台などが背景となり、市内各所に点在している社寺等の境内樹林地、また、道後温泉周辺の歴史的・文化的資源や周辺の自然環境などと相まって、松山独特の風土景観を構成しています。

しかしながら、近年の都市化の進展に伴う開発、また、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加などにより、松山らしい斜面地の果樹畑や近郊農地といった田園的景観を構成する緑地が減少し、原風景的な景観がみられなくなってきました。

これらの松山らしい風土景観を守り、後世に引き継ぐべき緑の“たから”として、残していくために、景観を構成する緑の資源（鎮守の森や社寺境内の樹林地、文化財などのシンボル、まとまりのある農地、眺望点、海岸線や水辺、島嶼部の島並、稜線・斜面など）の保全に取り組んでいきます。



～松山城および城山公園～

【郷土景観を構成する緑地の保全】

◇都市の外郭を構成する山地や河川、市街地近郊の農地、市内に点在する樹林地などは、人々の生活にうるおいや、やすらぎを与える重要な緑地であるとともに、松山らしさを感じさせ、また、市民に松山の原風景を伝える緑地として保全を図ります。

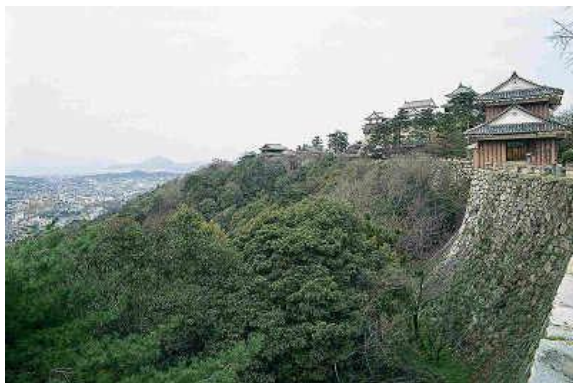
◇風致地区にも指定されている市街地の北東側に位置する斜面の樹園地などは、市街地の都市的な街なみの背景となって、独特の都市景観を構成している緑地として、保全を図ります。



～ライムの島（二神島）～

【文化財と一体となった緑地の保全】

◇市街地内では、まちの歴史や文化を伝える社寺境内の樹林地や城山などの歴史的・文化的資源と一体となった緑地が多く存在しています。これらは、松山の魅力づくり、また松山らしい景観を形成する重要な緑地として、松山独自のこれらの景観資源の維持・保全を図っていきます。



～左：城山の樹叢(じゅそう)、右：イブキビャクシン(浄瑠璃寺)～

【まちなみ景観の向上】

◇市街地内にある都市公園や公共・民間施設内の緑地、オープンスペース、河川や沿道の街路樹や植栽、まちかどの緑などは、良好なまちなみ景観を構成する重要な要素となっています。このため、これらのまちなみ景観を構成する緑地について、適切な維持管理や保全に努めるとともに、整備の推進、また、まちなみ緑化を図っていきます。



～まちなみ景観(松山空港線)～

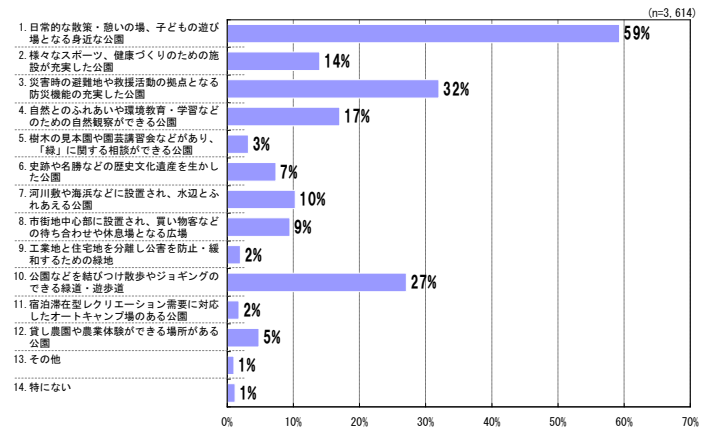
③交流やふれあいを創出する緑をつくる

余暇時間や自由時間の増大にともない、各種レクリエーション活動が活発化・多様化する中で、レクリエーション活動を受け入れる場として、公共・民間を問わず様々なレクリエーション施設や自然とのふれあいの場、学習の場、憩いの場などの整備が求められています。

また、日常生活においても身近な遊びや憩いの場となる公園や緑地の整備も求められています。

このようなレクリエーションに関わるニーズに対応した活動の場となる緑について、地域特性や各緑地等が有する機能、また公園等の量的・質的充足度などを踏まえながら、市民のレクリエーション活動に資する緑地の整備に取り組みます。

■住民が必要と考える公園



・必要と考える公園では、約6割の方が「日常的な散策・憩いの場、子どもの遊び場となる身近な公園」を望んでいます。

【日常的な活動の場となる公園・緑地の整備】

日常的に、最も身近な遊び場や活動、憩いの場となる街区公園等の住区基幹公園は、住民からのニーズが最も高い公園であり、各種事業を通じた積極的な整備が進められていますが、現状では不足している状況にあります。

このため、日常的な活動の場となる公園・緑地を確保するという観点から、各種事業との連携、また様々な整備手法を取り入れ、誘致圏やサービス圏、配置バランス等を考慮しながら、整備を推進していきます。

また、既開設済の公園・緑地のうち、老朽化が著しい公園等については、住民ニーズやユニバーサルデザインに配慮しながら、再整備を促進していきます。



～街区公園(左:土居田はなまる公園、右:杖ノ淵公園)～

【広域的な利用が可能な公園・緑地の整備】

スポーツ・レクリエーション活動が活発化・多様化することにもない、グラウンドや広場の他、付帯施設が充実し、広域的に利用可能な大型多目的施設の整備が重要となっています。このため、整備量や配置バランス等を踏まえながら、既存施設の拡充等再整備や新たな施設整備の必要性などについて検討を行い、広域的な利用が可能な公園・緑地の適切な配置・整備を進め、住民ニーズに応えるよう努めていきます。



～左：松山総合公園（都市環境学習センター）、右：北条公園（法橋運動場）～

【多様なレクリエーション需要に応える緑地の整備】

本市は、海岸部や島嶼部は瀬戸内海国立公園、また山地部は奥道後玉川県立自然公園に指定され、豊富な自然的レクリエーション資源を有しています。

これらの自然的資源について、関係機関と連携しながら適正な維持・管理を図るとともに、自然とふれあうことのできるレクリエーションや体験、学習の場として活用していきます。また、周辺の歴史的・文化的資源と一体となって多様なレクリエーション需要に応える緑地として、維持・保全を図るとともに、ハイキングコースやレクリエーション施設等の整備を推進していきます。



～湧ヶ淵公園～

【ふれあいや憩いの場の整備】

空港緑地や港湾緑地、久米官衙遺跡群を活用した歴史公園、水辺等については、市民にうるおいを提供する親水公園や歴史的・文化的な特色ある緑地として整備を推進します。

官公庁施設など、既設の公共施設緑地、市民に広く開放している企業のグラウンド等の民間施設緑地については、市民にうるおいを与える緑地として保全を図ります。



～久米官衙遺跡群～

【緑のネットワークの形成】

多様なレクリエーションニーズに対応するとともに、連携の利用効果を高めるためには、個々のレクリエーション資源の整備とともに、相互を結ぶネットワークを形成することが必要です。

このため、各資源を結ぶ散策路やウォーキングルート、サイクリングコースなどの整備を進めるとともに、ネットワークを形成する道路の緑化やポケットパークの整備を進めるなど、緑のネットワークの充実を図ります。



～ウォーキングルート(石手川)～

④緑の環境を守り、生物の営みを育む

緑地は、人々にうるおいを与え、市街地と一体となって良好な都市環境を形成するとともに、多様な生物を育む場として重要な役割を担っています。

また、これらの自然環境は次世代に引き継ぐべき緑となる貴重な財産でもあります。このような緑地の環境保全に資する方針を次のように定めます。

【都市環境の改善に繋がる緑を増やす】

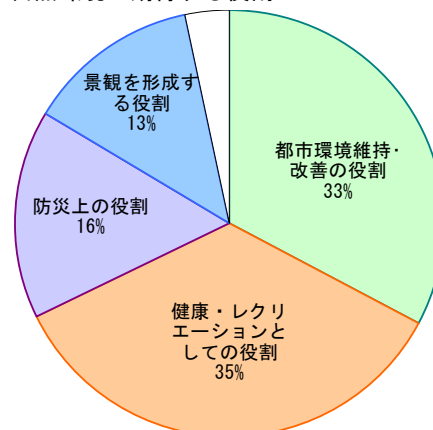
地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和など、都市環境や生活環境の改善を進めるためには、都市の骨格となる緑地の保全を図るとともに、身近な緑地の確保や創出に取り組むことも重要です。

このため、住区基幹公園や緑地の整備を進めるとともに、敷地内の緑化や道路緑化を進め、新たな緑地の確保・創出に取り組めます。

また、臨海部の大規模工業地帯およびその周辺部の住工混在地域において、工場地と住宅地の分断を図り、

良好な住環境を形成する緩衝緑地、航空機や自動車の騒音等による公害の緩和や都市災害の防止を図る緩衝緑地、街路樹等の緑地を環境改善に資する緑地として適正な配置を行っていきます。

■緑や自然環境に期待する役割



・公園や緑地などの緑や自然環境に対しては、「都市環境の維持・改善の役割」に期待する声が約33%となっています。



～左：愛光公園 右：河野別府公園～

【水辺環境を守る】

石手川、重信川などの河川は、人々の憩いの空間であるとともに、多様な生物の生息空間でもあります。このため、せせらぎの岸辺や野鳥の楽園等の親水性の高い緑地として整備するとともに、未整備箇所の整備を積極的に推進し、山と海の自然をネットワークする緑地として保全・活用を図ります。



(石手川)



(立岩川水辺公園)

【貴重な生態系や植生を守る】

自然公園地域や市街地内河川の水辺、公園内の緑地などでは、多様な植物・動物の営みが育まれています。人間と自然、動植物との共生を図っていくためには、これらの自然環境や生育環境の維持・保全を図ることが重要となっています。

このため、それぞれの自然特性を踏まえつつ、貴重な生態系や植生の維持・保全、ネットワーク化に資する緑地という観点で生態系、植生の保全に寄与する緑地を配置し、都市と自然の共存を目指していきます。



～左：親水公園（堀江新池） 右：水泥古池～

⑤人々に安全と安心を与える緑をつくる

先の阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害、また、近年多発するゲリラ豪雨や台風などによる水害や土砂災害など、様々な災害が発生し、まちづくりにおいても災害に対する安全性や防災性の向上が課題となっています。

このような災害に対して、街区公園などの身近な公園や緑地は災害発生時の避難場所としての役割、総合公園などの大規模な公園は救援や救助、復旧活動等を行う防災拠点としての役割を担っています。

また、山地や農地などがもつ保水や遊水機能などは、土砂災害や水害などの自然災害の発生の防止に寄与し、街路樹は火災発生時の延焼防止帯としての機能を有するなど、緑地は防災に寄与する様々な役割・機能を有しています。

これらの人々に安全と安心を与える緑が、その機能を効果的に発揮し、安全で快適な都市の形成を図るために、次のように取り組みを進めていきます。

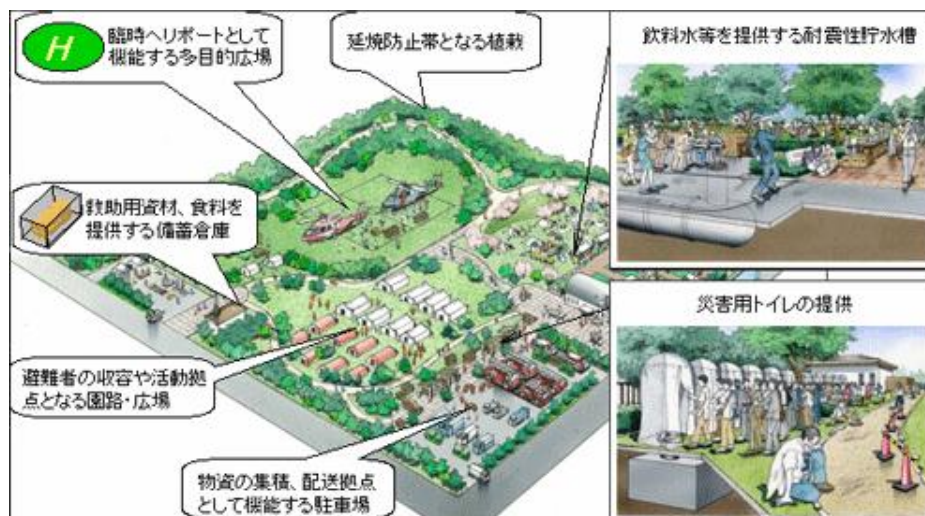
【身近な避難地としての機能を有する緑地】

身近な公園である住区基幹公園は、松山市地域防災計画においても一次避難所として位置づけられ、災害発生時の避難地としての役割を担っていますが、誘致圏や配置バランスをみた場合には、まだ不足している状況にあります。

このため、公園が不足していると考えられる地域においては、周囲の学校等の避難施設等の配置、また、民間施設内のオープンスペースの確保状況などを考慮しながら、公園・緑地を適切に配置し、整備を促進していきます。



～八坂地区三町自主防災訓練～
(石手川緑地公園)



～防災公園の整備イメージ(出典:国土交通省 HP)～

【広域的な防災拠点としての機能を有する緑地】

都市基幹公園に位置づけられる大規模な公園は、広域的な避難地の他、災害時の救援・復旧・復興等の活動拠点として利用されるなど、防災拠点としての機能を有しています。

これらの公園においては、防災面に配慮して公園内の緑化を進めるとともに、地域防災計画における位置づけなど必要性に応じて、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備を進め、防災機能の拡充を図ります。



～都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業～
(出典：国土交通省 HP)

【災害の拡大を防ぐ】

幹線道路の街路樹やオープンスペースなどは、日常の環境保全の機能の他、火災発生時の延焼を防止する役割や、地震等により家屋の道路側への倒壊を防ぎ、避難路の閉塞を防止する役割を担っています。

また、臨海部の大規模工場地帯周辺や空港周辺、幹線道路周辺においては、騒音や悪臭等の住環境への影響を緩和する、緩衝緑地としての機能も有しています。

このため、既存の街路樹や植樹帯等の適切な維持・管理に努めるとともに、道路整備や避難路整備等に合わせた道路緑化や、緑地等のオープンスペースの確保を促進していきます。

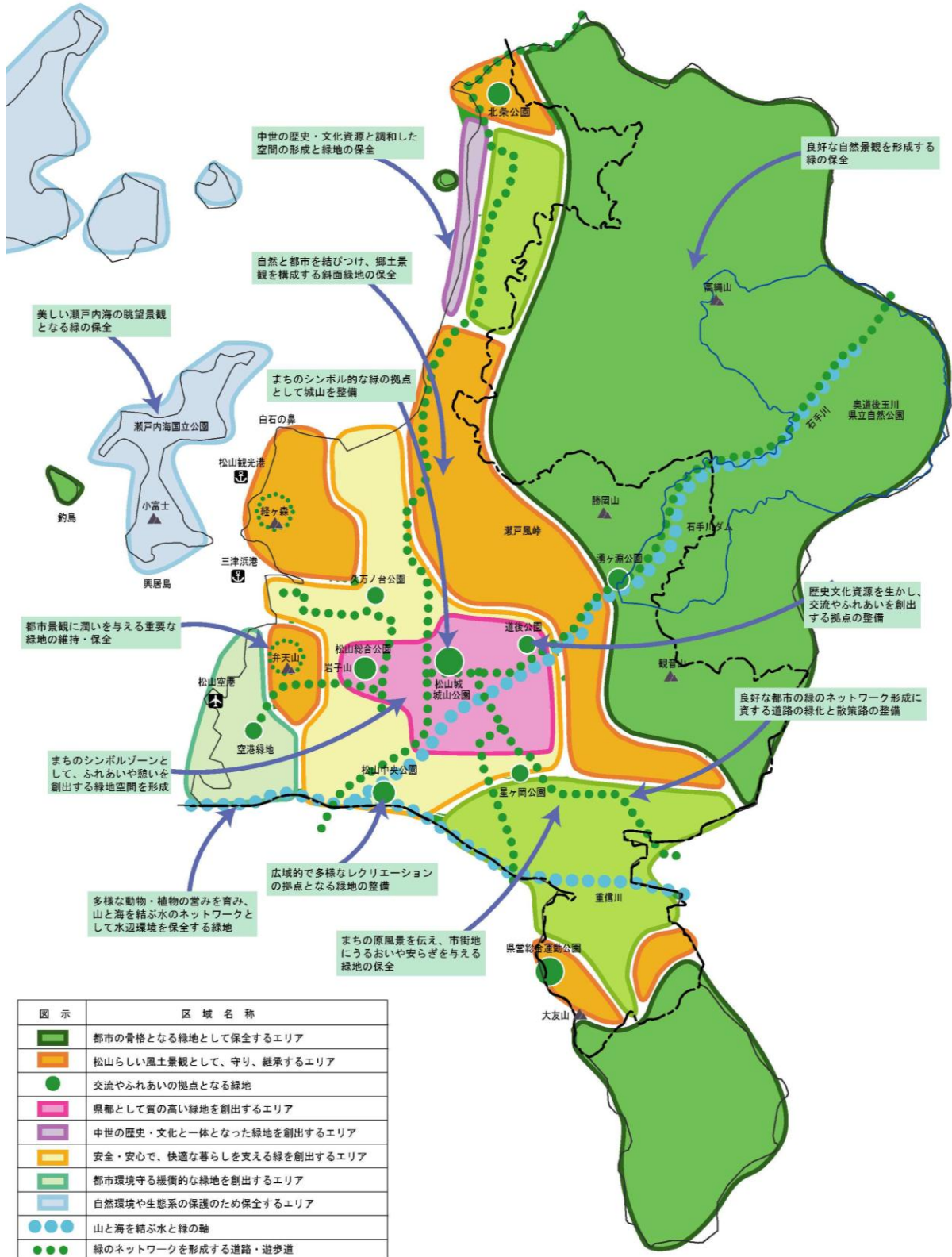
【自然災害の防止に寄与する緑地】

斜面地や山地の緑地は、良好な都市環境の形成に寄与するとともに、それ自身が持つ保水機能により土砂災害など自然災害発生の抑止に大きく寄与しています。

このため、それらの機能を効果的に発揮させるために、法規制等の実施による山地等の緑地の保全、また、適切な維持管理に努めていきます。

また、水田は雨水を一時的に貯留し、水害を防止する遊水池としての機能を有しています。このため、農地法や農業振興計画等の関連計画と連携しながら農地の保全に努めます。

◆緑の将来像



(4) 整備目標

①計画のフレーム

1) 計画対象区域

本計画における対象区域は、松山市都市計画区域全域とします。

■計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名
松山市	松山広域都市計画区域 (松山市域:21,445ha)

2) 目標年次

本計画の基礎となる目標年次については、松山市総合計画および松山市都市計画マスタープランとの整合を図り、基準年次を平成22年、中間年次を平成32年、目標年次を平成42年とします。

■計画の目標年次

基準年	目標年次
平成22年 (2010年)	平成42年 (2030年)

3) 計画フレーム

都市計画区域の人口については、都市計画マスタープランと整合し、以下の通り設定します。

■都市計画区域内の人口見通し

年次	現況 (平成22年)	目標年次 (平成42年)
人口	517,200人	478,100人

②計画の目標

緑の将来像の実現に向けて、次の項目を目標として設定します。

1) 全体目標

緑のまちづくりの達成度を示す目標として、「みどり豊かなまちだと感じている人の割合」を指標として設定します。

■全体目標

年次	現況 (平成 22 年)	目標年次 (平成 42 年)
みどり豊かなまちだと感じている人の割合	75%	95%

算出方法：市民アンケート調査における「松山市は緑が豊かなまちだと思いますか」の設問に対して、「豊かなまちだと思う」と回答した人の割合。

2) 緑地の確保目標

緑地の確保目標として、「市街地に対する緑地の割合（確保面積）」および「都市計画区域に対する緑地の割合（確保面積）」を指標として設定します。

なお、市街地（＝市街化区域）面積や都市計画区域面積は、今後都市計画の変更が行われた場合には、変化することから、緑地の確保面積を併せた指標とします。

■緑地の確保目標水準

年次	現況 (平成 22 年)	目標年次 (平成 42 年)
緑地の確保目標 (市街地に対する割合)	11.7% (821ha)	13.3% (937ha)
緑地の確保目標 (都市計画区域に対する割合)	45.8% (9,815ha)	46.6% (9,931ha)

3) 都市公園等の整備目標

都市公園の整備目標として、「都市公園の市民1人あたりの面積」および「都市公園等の市民1人あたりの面積」を目標指標として設定します。

■都市公園等の確保目標水準

年次	現況 (平成22年)	目標年次 (平成42年)
都市公園 (市民1人あたりの公園面積)	7.0 m ² /人	10 m ² /人
都市公園等 (市民1人あたりの公園面積)	24.6 m ² /人	29.0 m ² /人

都市公園：基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園）、特殊公園（風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、その他）、広場公園、広域公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道、都市林、国の設置によるものを対象

都市公園等：上記都市公園に加え、公共施設緑地を対象